

平成 26 年第 17 回経済財政諮問会議

議事要旨

(開催要領)

1. 開催日時：平成 26 年 10 月 21 日（火）17:36～18:27
2. 場 所：官邸 4 階大会議室
3. 出席議員：

議長	安倍	晋三	内閣総理大臣
議員	菅	義偉	内閣官房長官
同	甘利	明	内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 兼 経済再生担当大臣
同	高市	早苗	総務大臣
同	宮沢	洋一	経済産業大臣
同	黒田	東彦	日本銀行総裁
同	伊藤	元重	東京大学大学院経済学研究科教授
同	榊原	定征	東レ株式会社取締役会長
同	高橋	進	株式会社日本総合研究所理事長
同	新浪	剛史	サントリーホールディングス株式会社 代表取締役社長
臨時議員	塩崎	恭久	厚生労働大臣
同	有村	治子	女性活躍担当大臣
	宮下	一郎	財務副大臣

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 事
 - (1) 女性の働き方に中立的な税制・社会保障制度等
 - (2) 歳出の重点化・効率化（社会保障改革の在り方）
 - (3) 骨太方針・予算の全体像フォローアップ
3. 閉 会

(説明資料)

- 資料 1－1 女性の働き方に中立的な制度整備に向けて（有識者議員提出資料）
- 資料 1－2 女性の働き方に中立的な制度整備に向けて（説明資料）（有識者議員提出資料）
- 資料 2－1 社会保障給付の徹底した効率化・重点化に向けて（有識者議員提出資料）
- 資料 2－2 社会保障給付の徹底した効率化・重点化に向けて（説明資料）
（有識者議員提出資料）
- 資料 3－1 経済再生と両立する財政健全化に向けて（有識者議員提出資料）
- 資料 3－2 経済再生と両立する財政健全化に向けて（説明資料）（有識者議員提出資料）

(配布資料)

- 働き方の選択に対して中立的な税制について (麻生議員提出資料)
- 女性の働き方に中立的な社会保障制度 (塩崎臨時議員提出資料)
- すべての女性が輝く政策パッケージ (有村臨時議員提出資料)
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案について (有村臨時議員提出資料)
- 平成27年度介護報酬改定について (麻生議員提出資料)
- 社会保障改革について (塩崎臨時議員提出資料)
- 政策コメンテーター報告 (第2回) の概要 (政策コメンテーター委員会)

(概要)

(甘利議員) ただいまから、平成26年第17回経済財政諮問会議を開催する。
本日は、財務大臣が御欠席のため、宮下財務副大臣が御参加をされる。

○女性の働き方に中立的な税制・社会保障制度等

(甘利議員) まず、塩崎厚生労働大臣、有村女性活躍担当大臣に御参加をいただき、「女性の働き方に中立的な税制・社会保障制度等」について議論を行う。

なお、この議論に関係の深い一宮人事院総裁にも御参加をいただく。

まず伊藤議員から説明をお願いします。

(伊藤議員) 資料の1-2についてポイントを説明する。

2ページのグラフ、現状の制度の中では、配偶者の給与収入が増えていくときに、103万と130万のポイントで大きく動く。これが女性の働き方に必ずしも中立的になっていないということで、制度改革についても今後更に検討を加えると同時に、国民の意識や慣行にも関わるということを申し上げたい。

3ページは、「社会保険料」についてである。130万円のところで社会保険料は大きく動く形になり、いろいろな可能性が考えられている。厚生労働省で要件を下げて、より多くの方が今の保険制度の中に入るような形にする。これが大きく動けば130万の壁は消えるわけだが、平成28年の10月から実行、それから3年以内に更に見直すということで、少しスピードを速める可能性があるのかどうかということも含めてお聞きしたい。

もちろん、それ以外に保険料負担を少し段階的にするという、例1や例2というやり方もある。ただ、こういうことを進めるときに、経済の実態は非常に重要であるため、過度な負担になるような形の改革には注意しなければいけない。

4ページ、配偶者手当について。結果的に103万円や130万円のところまでは配偶者手当を支払うという慣行がかなり日本全体に行き渡っており、これも、そのような慣行を変えていって中立的な仕組みにすれば良いと思うが、これは制度というよりは慣行なので、どうしたらより中立的な制度になるかということについて、国民的に議論しながら雰囲気を作っていくことが重要だと思う。政労使の場で議論することも、可能性としてあると思う。

さらに、国についても来年度の人事院勧告からこういう世の中の流れに対応して制度を変えていくような検討をすべきであると考えている。

5ページは「配偶者控除」についてである。これは政府税制調査会などでも既に議論されており、政府税調の案を図で示している。基本的には、夫婦に対して一定額の控除を付すという制度なども考えられるということと思うが、これは一つの案であり、いずれにしても今後経済の家計の負担等の問題も当然あるため、多面的に議論していく必要がある。

ただ、制度に関してみると、税制上、所得の逆転現象は既に解消しているので、国民の認識を高めていくことも必要だと思う。

(甘利議員) これまでの説明、問題提起を踏まえ、御意見や御質問をいただきたい。

(宮下財務副大臣) 女性の働き方に中立的な税制について、政府税制調査会におけるこれまでの議論の状況を御紹介する。

政府税制調査会においては、配偶者控除をはじめとする各種控除の在り方を検討するに当たり、人口減少、家族の在り方、働き方の多様化、格差の拡大など、社会や経済の構造的な変化を踏まえた視点からの検討が必要との意見が多く出されている。

このため、働き方の選択に対して中立的な税制の構築についても、家族の在り方や働き方などに関する国民の価値観に深く関わる問題であり、いくつかの考え方を整理した上で国民的な議論に供していくことが必要と考えられている。

配付資料の図1に示されているように、配偶者控除を廃止して配偶者の収入によって納税者本人の控除額が影響を受けない仕組みとした上で、税制上の配慮の重点を子育て支援にシフトすべきとの考え方が示されている。これに対しては、家族の在り方、片働き世代、パート世代の負担が増加することを考慮すると、慎重に検討すべきとの意見が出されている。

次に、図2に示されているとおり、夫婦が消費生活の単位となっていることを踏まえて、配偶者の収入に関わらず夫婦の控除の合計額が一定となる仕組みとしてはどうかとの考え方もある。これにより、パート世帯が受けられる控除額が片働き世帯や共働き世帯よりも多くなる、いわゆる二重の控除の問題を解消することによって、働き方の選択に対して中立的な税制に近づくことにはなる。

これに対しては、所得控除の合計額は一定となっても、配偶者に適用される税率が納税者本人より低い場合には、配偶者の就労に対して抑制的な効果があるため、必ずしも働き方の選択に対して中立的ではないこと、世帯単位で税負担を捉える考え方の導入について懸念があること、パート世帯にとって負担増となることなど、慎重な意見もある。

これらは配偶者控除だけに焦点を当てた議論だが、それだけだと袋小路に入ってしまうのではないかと、より広い視点からの検討が必要ではないかという意見もある。例えば、控除の見直しについて、家族や夫婦といった視点を取り込んだアプローチとすべき、所得税の様々な控除全体を見直すことを通じ、家族世帯に対する配慮の充実や低所得者世帯に対する配慮を行う中で、働き方の選択に対して中立的な税制を構築していくことが必要ではないかと、この考え方も示されている。

引き続き、政府税制調査会において考え方の整理を行ってもらい、検討を進めてまいりたい。

(塩崎臨時議員) 社会保険料のいわゆる130万円の壁について申し上げたい。配布資料「女性の働き方に中立的な社会保障制度」の2ページをご覧ください。

第3号被保険者のみならず、自ら保険料負担を行って130万円の壁が存在しない第1号被保険者でも、100万円前後に山が存在している。これは、130万円の壁とは別の要因が作用していることを示していると思われる。この別の要因として考えられるのが、社会保険料の事業主負担の問題である。短時間労働者を雇用する理由の一つに、社会保険の負担を上げる事業者が2割弱存在するというアンケート調査もあり、いわゆる就業調整行動は130万円の壁とは別に被用者保険適用の壁による事業主の社会保険料負担の回避行動が作用していることを念頭に対応を考える必要がある。

それについて、4ページにいわゆる「130万円の壁」と被用者保険適用の壁ということを示している。

5ページ。この問題に対し、被用者保険の適用拡大が平成28年10月から行われ、推計25万人が新たに被用者保険の適用を受けることになる。被用者保険適用の壁が適用拡大によって下がることで、130万円を境に定額の保険料負担が生じていたケースでも、報酬、すなわち負担能力に応じた保険料負担が賦課されることになる。平成28年10月から

ということについて、スピードを速めるのかどうかという御質問を、先程伊藤先生からいただいた。

9ページ、適用拡大については昨年社会保障制度改革国民会議において更なる適用拡大の必要性が指摘されている。本年の財政検証でも、適用拡大を進めた場合のオプション試算も財政検証の中で行っており、年金水準の確保に一定の効果があることが確認をされている。

12ページ、民間議員の提言の中で、第3号被保険者について段階的に保険料徴収を行うことについて提案をいただいているが、保険料の納付を給付に反映するために、基礎年金給付だけの国民年金ではなくて、上乘せ給付のある厚生年金に加入していただく。すなわち、適用拡大によって第3号被保険者から第2号被保険者になっていただく必要がある。

このため、現在社会保障審議会年金部会で財政検証結果を踏まえた制度改革の議論を進めているが、平成28年10月の施行後の更なる適用拡大の在り方について、更に一步でも前に進めるために今できることがあるかどうかについて議論をしているところである。

被保険者が自らの負担が将来の受け取りにつながるという実感、確認が重要との御指摘をいただいているが、それはごもつともであり、企業も個人もやりがいをもって働くことができ、個人も働き方に応じた所得の増加が見込まれるような姿が望ましいと思っている。

厚生労働省としてもしっかり検討を進め、平成28年10月の適用拡大の施行後、なるべく早期に措置を講ぜられるよう、前向きに議論をしてまいりたい。

(有村臨時議員) 女性が輝く社会の実現は、成長戦略における最重要課題の一つである。リスクをとってでも、この問題を直視し、立ち向かっていただいている総理の強いリーダーシップをありがたく感じている。

今月10日には、総理を本部長とする「すべての女性が輝く社会づくり本部」を設置し、配付資料のとおり「すべての女性が輝く政策パッケージ」を決定した。

また、去る17日には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」を閣議決定した。

本日、民間議員から御提案があったように、働きに応じて世帯収入が増加する公平な制度づくりを進めていくことは、女性の活躍を更に進めて持続的な経済成長を実現するためにも重要な課題だと認識をしている。

制度の見直しに伴って起こり得る世帯の可処分所得の変動にも十分に御配慮いただきながら、働き方に公平に報いることのできるフェアな社会作りに向けて議論が進められることを期待している。

塩崎大臣をはじめ、関係閣僚、各省と連携を進めながら、担当大臣として女性が輝く社会の具現化に努めてまいりたい。

(榊原議員) 先ほど民間議員ペーパーで提案したとおり、男女の固定的な役割分担意識を払拭する象徴的な意味も含め、女性の働き方に中立的な税制及び社会保障制度をパッケージで見直すことは重要な取組である。しっかりと検討した上で、早期に結論を得ていくべきである。

一方、配偶者手当は、103万円あるいは130万円の給与所得まで一定額を支給する企業が多いが、配偶者の所得に関係なく手当を支給する企業もある。また、既に廃止した企業もあり、実態は多様化している。こういった中で配偶者手当については、今後、政労使の場においてその在り方を検討すべきと考えるが、ただいま申し上げた多様な実態を踏まえると、まず社会保険の適用範囲の拡大と配偶者控除の見直しを行った後に、個別労使が話し合っただけで自社にかなった制度にしていくということが現実的なアプローチで

はないかと考える。

(高橋議員) 103万円、130万円の壁に関して制度の見直しを広い視野から慎重に行うことは当然だと思うが、2つのことを強調させていただきたい。

一つは、政府の成長戦略の目玉として女性の活躍促進を打ち出している以上、制度改革はスピード感が大切であるということ。できるだけ早く、できれば年内にでも大きな方向感を出す必要があるのではないかと思う。

もう一つは、制度の見直しによって家計への負担増につながってしまったのでは制度の見直しの趣旨から外れてしまうことになると思う。したがって、負担増にならないような見直しをぜひお願いしたいということである。

(新浪議員) 130万円の壁が被保険者の方にあるかどうか。事業者の方にも、コンビニなどでは実際にあると思う。

しかし、一方で、入りたいというベネフィットがあまりにもないのではないだろうか。掛け金に応じてベネフィットがあるということが非常に重要で、被保険者の配偶者であることに對して自ら被保険者としてお金を払うという人たちにとって払うことにベネフィットがあるか、ということが明確にならなければいけないのではないか。

現状の仕組みは、入ることによるメリットが十分であると認識されていないのではないか。メリットがあれば、働きたいという意欲の改善にもなる。

このように、入ることによってメリットが出てくるというような制度設計を考えるべきではないか。

(甘利議員) それでは、総理からご発言をいただく。

(安倍議長) 安倍内閣は女性が輝く社会を目指し、子育て支援、女性の再就職支援等を強力に推し進めていく。女性の就労拡大を抑制する効果をもたらしている仕組みや慣行等についても、国民的な議論を進め、見直しをしていく考えである。

本日の議論を踏まえ、関係大臣が協力をして、女性の活躍に向け、総合的に具体的取組の検討を進めていただきたい。

また、人事院総裁におかれても、国家公務員の配偶者手当について、こうした観点から検討を行っていただきたい。

(甘利議員) ここで、有村大臣、一宮人事院総裁が退室される。

(有村大臣・一宮人事院総裁退室)

○歳出の重点化・効率化（社会保障改革の在り方）

(甘利議員) 塩崎大臣に引き続き御参加をいただき、社会保障改革の在り方について御議論いただく。伊藤議員から御説明をお願いする。

(伊藤議員) 資料2-2を使って御説明させていただく。

最初の2ページは医療提供体制に関わる点で、地域を比べると、例えば平均在院日数は、多いところは少ないところの2倍、あるいは病床数は3倍ということで、これを変えていくかということは、日本全体の医療費を是正する上で非常に有効なポイントである。

残念ながら、右の表にあるように、自治体の中でこの3年間に過剰度合が増した、つまり、改革がなかなか進んでいないところが非常に多いことも現状である。

それを受け、3ページにあるが、医療費に関しても地域によって大きな違いがあるということは御存じの点だと思う。医療費が、病床数などと非常に強い相関を持っている。

政府としては、こういうことをベースに、都道府県の情報をきちんと確保しながら医療の適正化計画を進めていると理解しているが、それを実行するための責任と権限が都道府県に集まるということであるとすると、それを実際にどうやって担保するか。まさ

にガバナンスが求められると思うので、それに対して国でどのような取組をするかを更に検討していただきたい。

4 ページ。薬価について、市場実勢を反映した償還価格が毎年予算に反映する仕組みを作るべきである。薬価は国民にとって非常に大きな財政負担も伴うものであるため、適正に行うべきである。

私も驚いた点だが、左側に図、薬価を決めた後、半年、1年、価格を決めないでどんどん売り買いをし、後で値決めをする。こういうケースは、他であまり聞いたことがないケースで、小さな産業であればそれで良いかもしれないが、国民の大きな負担を伴うので、まず大切なことは実態調査を徹底的にさせていただくこと。その上で何ができるか、あるいは何をすべきかということが見えてくると思う。ぜひ、塩崎大臣には実態調査をしていただきたい。

5 ページは介護報酬について。介護サービスは非常に高収支率であって、その背後で考えなければいけないのは、事業コスト等を更に厳格にチェックするということが問われていると同時に、これは単に価格や料金だけの問題ではなくて、利用者利便などにも当然関わるので、しっかり国民のメリットになる仕組みになるような、ガバナンスが問われてくると思う。

4 番目は生活保護の話で、いくつか重要なポイントがある。一つは医療でもその話がよく出てくるが、予防が極めて重要だろうということ。なぜ保護に至ってしまったのか、背景や要因をしっかりと分析することによって、今後、生活保護が過度に増えることがないような、いわば制度としての予防をどうするかということにしっかり取り組んでいただきたい。

もう一つは、これまでも平成25年度、26年度に自立活動確認書に基づく集中的な就労支援や、あるいは就労活動促進費、就労自立給付金などを行ってきたわけだが、これが本当にどのような成果があるかということを一度きちんとレビューして、PDCAで進捗状況を確認する必要がある。

(塩崎臨時議員) 「社会保障改革について」という資料をご覧いただきたい。

民間議員ペーパーに対する厚生労働省としての考え方は18ページ以降に記載しているが、まず3ページをご覧いただきたい。

医療費については、「入院医療の適正化と地域包括ケアの推進」、「予防・健康づくりの推進」、「後発医薬品の使用促進、費用対効果の試行的導入等」を進めてまいりたい。

4 ページ。病床の適正化や地域的なばらつきは是正について、先ほど御指摘があったが、医療の質を高めるためにも重要な課題であり、そうした中で地域医療介護総合確保基金の活用など、都道府県の取組に対するインセンティブ付けを含めた国の役割をどうすべきかということについて検討を行っていく必要があると思う。都道府県がベッド数の決定をできるわけだが、国がどういう誘導ができるのかということを考えなければいけないのではないかと考えている。

5 ページ。予防・健康づくりについては、保険者による医療費適正化の取組についてデータヘルスを推進するとともに、個人保険者のインセンティブを強化することを検討している。また、「後発医薬品の使用促進、費用対効果評価の試行的導入等」についても取組を進めていく。まさに伊藤議員から指摘があったように、ガバナンスの問題が重要な決め手の一つになるかと思う。

6 ページに薬価の問題があるが、薬剤費の適正化のため、これまでも市場実勢価格に基づき価格改定を実施してきた。今後も適正に行っていきたいと思っているが、流通慣行など医薬品の取引の実態調査について前向きに検討していきたい。

あわせて、平成26年度の診療報酬改定で導入した未妥結減算の仕組みの成果についても今後、経済財政諮問会議に報告をしてまいりたいと思う。

9 ページ、介護の問題について。平成27年度の介護報酬改定に当たり、1 番目に在宅中重度者や認知症高齢者への対応の更なる強化、2 番目に質の高い介護人材の確保、効果的かつ効果的な配置、そして3 番目に効果的・効果的なサービス提供体制の構築が重要な視点である。本年6月に閣議決定した骨太の方針に沿って、今後検討を進めてまいりたい。

11 ページ。社会福祉法人が行う事業の効率化の改善に関しては、社会福祉法人自体のガバナンスを強化していくという側面と、介護保険でいえば自治体による保険者のガバナンスを強化していく側面の両面があると思う。

具体的には、社会福祉法人の内部留保の問題について財務の透明性を高めて「見える化」していくことや、行政のガバナンスを更に発揮をしていくことが重要ではないかと思う。こうしたことを通じて、社会福祉法人の内部留保を適切に社会で活用されるようにしていきたい。

13 ページ、生活保護について。生活保護受給者の増加をいかに防いでいくか。国と地方が一体となって取り組んで進めていく必要がある。民間議員の御指摘や、これまでの調査を分析することで、こうした取組につながるようにしていく必要がある。

なお、市町村がこの事務を行っているので、保護決定を含めということであれば、市町村における生活保護の適正な執行も重要であり、国としても市町村の好事例を広めてまいりたいと考えている。

14 ページ、就労支援について。保護開始直後から脱却に至るまで集中的かつ切れ目のない支援を行い、保護から早期脱却を目指すということである。具体的には、自立活動確認書に基づく集中的支援に始まって、保護の脱却に至るまでの施策を的確に実施するとともに、進捗状況を毎年度把握し、効果的な実施につなげていく。

さらに、骨太の方針にも言及されている40代、50代の被保護者等に対する就労支援の強化のために、福祉事務所ごとに就労支援体制整備推進員を配置し、地域での就労支援の連携体制の構築等を行う経費を要求している。

15 ページ、医療費扶助について。半分近いウエートを占める医療費扶助の適正化は重要であり、様々な取組を行っている。受診行動の適正化、健康管理指導の拡充を進めるとともに、自治体の取組強化も行っていきたい。

16 ページの生活保護基準の適正化については、生活扶助基準に関して一般低所得世帯との均衡や過去の物価の下落分を勘案し、平成25年8月から3年程度かけて段階的に適正化を図っている。一方で、これを不服とする審査請求、訴訟が提起されており、訴訟等に耐え得る合理的な根拠をもって見直しを行ってまいりたい。

骨太方針で言及されている住宅扶助及び冬季加算に関しても議論を進めており、検討結果を踏まえて今年度の必要な見直しについて検討してまいりたい。

(宮下財務副大臣) 平成27年度の介護報酬改定については、先般の財政制度等審議会においても議題として取り上げられており、その議論を紹介させていただく。配布資料「平成27年度介護報酬改定について 麻生議員提出資料」をご覧いただきたい。

1 ページにあるように、介護報酬改定にはメリハリが必要である。具体的には、消費税財源を活用して、介護職員の処遇改善加算措置の拡充等を行う一方で、事業類型ごとの収支状況や社会福祉法人の内部留保等を反映した報酬基本部分の適正化を行う必要がある。その結果、報酬改定全体としてはマイナスにして、市町村の介護保険料や利用者負担等の国民負担を抑制していく必要があるという議論があった。

また、介護報酬改定の外枠での話であるが、低所得者の介護保険料の軽減、認知症対策を含む医療介護連携、また、基金を活用した施設整備等の充実策を実施することとしており、これらを含めた全体像で議論する必要があるという議論があった。

なお、介護職員の処遇改善加算の拡充と報酬基本部分の適正化がどのように両立する

かについては、3ページにグラフを付けている。

処遇改善については、別枠の加算措置を充実させることによって、報酬基本部分を引き下げて、収支差を適正化しても、現行のサービス提供のコストを賄った上で、介護職員の処遇を確実に改善できると考えている。

今後の検討にあたっては、こうした観点を踏まえていただく必要があると考えている。
(新浪議員) 2ページの図表3であるが、20%以上も病床が過剰で悪化している県もある。一方で、全く改善していない県もある。経営であれば、悪ければ大変よくなる余地があるということで、うらやましく感じている。

図表1にあるが、伊藤議員から指摘があったように、全然改善が進んでいない。こういう中で、何と言っても、地域格差に注目していくべきであり、2倍、3倍の地域差があるところは、医療費とのリンクが一番ある。とりわけ入院している日数、そして、10万人当たりの病床数もこんなに差がある。これはひど過ぎる。パフォーマンスが悪いところが、3～5年の間に平均に落ち着くといったことをしていかなければいけない。

また、逆に達成が不可という県は、場合によっては、地方交付税交付金で対応をするなど厳しくやらないといけない。図表3に見るように、進んでいないことが事実として出てきているわけだから、ここは厳しくやることで、パフォーマンスをきちんと出したところは、プラスする。

こういう具合に、ペナルティーとインセンティブの組み合わせがあれば、議会に対しても説明がつくことになる。これによって、税と社会保障一体改革の目玉として、本格的にメスを入れることを大きくメッセージとして出す。課題として、国民にも非常にわかりやすいと思うので、ぜひこれをお願いし、官邸が主導していただきたい。

(高橋議員) 新浪議員から、病床問題で県のガバナンスが発揮されるように、ぜひとも国としてリーダーシップをとってお話だったが、病床問題以外のところでも2つ、ガバナンスの必要な場所を強調させていただきたい。

まずは、社会福祉法人のガバナンス強化である。会計制度の質的向上と透明化、事業計画のディスクロージャーの推進、それから、先ほど塩崎大臣が行政のチェックということと言及されたが、今、外部監査では、市役所の業務監査のみになっており、やはり第三者機関を入れて、きちんと監査をすることが大事だと思う。そういったことも含めて、社会福祉法人に対するガバナンスの強化が不可欠で、その際に一定基準をクリアした法人に対しては、しっかり支援をするというメリハリが必要なのではないか。これが2つ目のガバナンス。

もう一つのガバナンス強化が、国民健康保険である。保険者のガバナンスということで、レセプトの支払いに対して、しっかりした審査が必要である。これも例えば外部監査化することで、徹底した効率化を進めるような仕組みをぜひとも検討していただきたい。

(榊原議員) 社会保障と税の一体改革は、国民に消費税率の引上げといった負担を求める一方で、増税分は全額社会保障財源に充てる。その中で、制度の充実と重点化・効率化を同時に実施する。そして、社会保障制度の持続可能性を高める。こういったことを目的としたものである。当初、この趣旨に鑑みて、社会保障の充実に3.8兆円程度を充てるとともに、1.2兆円程度の重点化・効率化を実施することが明確に示されていた。

ところが、現在のところ、政府の審議会の議論等では、重点化・効率化の検討が十分な進展を見ていないのが実態であろうかと思う。政府としても、制度の持続可能性向上のため、先ほど塩崎大臣から御報告があったが、新浪議員から強調された病床の解消加速など、本日、民間議員が提案した社会保障給付の抑制策を含めた適正化策をしっかりと講じなければならないと思う。

(菅議員) 先ほど新浪議員が社会保障で改革すべき点を指摘された。極めてわかりやすい

ことだと思う。ややもすれば、私たちは社会保障ということで、なかなかメスを入れ切れない部分であると思う。そのために、どんどん社会保障費が膨らんでいっているわけである。ある県でできていて、他の県でできないことはないと思うので、ここは政府としてもしっかり対応していきたいと思う。

(塩崎臨時議員) 特にガバナンスというお話があったが、今の都道府県の格差は、いろいろな医療保険がありながら、国保を含め、協会けんぽ、組合健保もあるが、それぞれガバナンスが十分に効いていないのではないかという感じがしている。

既に先ほどのデータヘルス等々、これはガバナンスを自ら効かせる保険者の責務ということだが、今の都道府県の話も、ベッド数の格差は、大体西高東低になっていて、今回、地域医療構想を作ることになっている。また、医療費の適正化計画の見直しを検討しているので、これらの中で、都道府県が決めることであつたとしても、アメとムチを使いながら、国がどう正しい方向へもっていけるかという問題だろうと思うので、しかと受け止めて、厚生労働省としても方策を考えていきたいと思う。

(甘利議員) それでは、塩崎大臣が退席される前に、総理からご発言をいただく。

(安倍議長) 国民の社会保障に対する関心も大変強い。本日は、医療費の見える化を含む医療保険制度の改革、薬市場の実態の早急な把握をはじめとする薬価制度の見直し、メリハリの効いた介護報酬の適正化などについて、御議論をいただいた。

本日の議論を踏まえ、塩崎大臣には、社会保障の効率化・重点化により、質を維持しつつ、国民負担を軽減していくよう、諮問会議とよく調整しながら議論を進め、年内を目途に諮問会議に報告をしていただきたい。

(甘利議員) それでは、塩崎大臣はここで退席される。

(塩崎臨時議員退室)

○骨太方針・予算の全体像フォローアップ

(甘利議員) 最後の議事として、骨太方針・予算の全体像フォローアップについて、高橋議員より御説明をいただく。なお、本日の御説明を踏まえた議論については、今後、議論を行う歳出各分野の審議の際等をお願いをしたい。

(高橋議員) 資料3-2をご覧ください。

骨太方針2013、平成26年度予算の全体像についてフォローアップをさせていただいたので、本日は特に3点について、問題提起をさせていただく。

2ページ、まず新しい日本のための優先課題推進枠について、フォローアップさせていただいた。図1にもあるが、推進枠とは言っても、実態としては、継続案件が多く、一般枠で措置しているものも多い。この枠を作るために、10%一般枠を削って要求ということになっているので、結果的に推進枠が予算確保の手段になっていることもあり、必ずしも推進枠が予算のメリハリを付けることになっていないのではないかという、疑問を持っている。

3ページ。補正予算が巨額かつ常態化して、結果的にトータルの予算の穴抜けにつながってしまっている。財政規律が働かなくなってしまうと感じるので、補正予算についても、規律が必要、あるいは補正予算も含めた規律が必要ではないか。

3点目、シーリングに際して、自然増も聖域としないという取組が必要ではないか。とりわけ社会保障支出については、自然増がシーリングになるわけだが、単年度では無理だとしても、複数年度で制度改革を通じて、自然増を抑制していくことができると思う。一方で、非社会保障支出についても、中期的に歳出の抑制をしていくことを考えるべきではないかと思う。

以上3点がフォローアップの結果の問題提起であるが、財政規律を守るための改革と

いうのは、決して日本だけではなくて、各国も様々な試行錯誤を通じて、これまでもいろんな工夫をしてきている。日本も必要に応じて、予算制度そのものの見直しを進めていくべきではないかと思う。このままの予算制度を維持すると、結局、霞が関の仕組みも変わらない。やはり予算制度改革について、これから踏み込んでいくべきではないかという問題提起をさせていただく。

(甘利議員) これに関する議論は、後日行うが、特別に新浪議員から発言を求められている。

(新浪議員) 新しい会社に移り、全国を回っているが、天候不順等により、景気が非常に厳しい等、腰折れしかかっているのではないかと大変心配をしている。風邪を引いているのではないか、肺炎にならないように早く手を打つことが必要なのではないかという、問題提起をさせていただきたい。

悪化をさせないためにも、消費税を上げる、上げないと、総理が最終的に決定される前に、景気の浮揚について、何ができるかということ、早期に考えていかなければいけないのではないか。

残念ながら、頼みにしていた輸出産業が、思ったほど成長に寄与しなかった。これから寄与する部分もあると思うが、輸出産業の輸出が伸びるがゆえに、円安が景気にプラスになると思っていたが、実態としてはそうではないのではないか。

そんな中で、確認しなければいけないのは、まずはデフレ脱却こそがアベノミクスであるということである。2015年のプライマリーバランスの赤字の半減という課題がある。非常に重要なことだと思う。しかし、デフレ脱却が最重要であるということ、をまず第一に確認しなければいけないのではないか。プライマリーバランスの赤字を半分にすることを、2015年までにやらなければいけない、これは十分に分かった上で申し上げる。施策のオプションとしてそれにあまりに縛られ、結果的にデフレ脱却ができず、景気の浮揚ができなくなってしまうことがないように、考えていかなければいけないのではないかと思う。

一方で社会保障にメスを入れるということも、大いにやらなければいけない。今、風邪を引いているのではないかと、大変危惧をしている。景気浮揚について、もっと諮問会議で議論していかなければいけないのではないか。

(高橋議員) 私も景気に弱い動きが出ていることに関しては、同感である。風邪を引いている、それをこじらして肺炎にしないようにしなくてはいけないのは、そのとおりだと思う。

一方で、安倍政権になってから、大局観としては、日本経済の改善は続いていると思う。ただ、足元で景気に弱い動きが出ているということだと思う。これにどう対処するかということに関しては、短期的な景気浮揚策をとるのがいいのか、それともこれまでやってきたように、成長力を強化するということに施策の重点を置いて、引き続きそこを強化していく、あるいは前倒しでやっていくということを考えるべきなのか、そこはよく検討する必要がある。

それから、財政健全化については、歳出にメスを入れる。これは絶対にやらなくてはいけない。どういう選択肢をとるにしても、やらなければいけないと思うが、一方で、財政赤字に関しては、政府は柔軟であるべきだと思うが、軟弱なスタンスは絶対に見せてはいけないと思う。

いずれにしても、いろんなオプション、パッケージがあると思うので、とるべき政策について、今後、諮問会議でぜひとも議論させていただきたい。

(甘利議員) お二人の民間議員から重要な視点を御指摘いただいた。今後スピード感を持って、この議論はしっかりと行っていきたいと思う。

それでは、総理に締めめの御挨拶をいただく。

(報道関係者入室)

(安倍議長) 安倍内閣は、女性が輝く社会を目指し、子育て支援、女性の再就職支援等を強力に押し進めていく。女性の就労拡大を抑制する効果をもたらしている仕組みや慣行等についても、関係大臣が協力し、女性の活躍に向け、総合的に具体的取組の検討を進めていただきたい。

人事院総裁におかれても、国家公務員の配偶者手当の検討を行っていただきたい。

塩崎大臣には、医療費の見える化を含む医療保険制度の改革、薬市場の実態の早急な把握をはじめとする薬価制度の見直し、メリハリの効いた介護報酬の適正化など、社会保障の効率化・重点化により、質を維持しつつ、国民負担を軽減していくよう議論を進め、年内を目途に諮問会議に報告をしていただきたい。

また、民間議員から、昨年度の骨太方針・予算の全体像についてのフォローアップ及び問題提起をいただいた。歳出改革のため、歳出の重点化・効率化を一層進めるため、その仕組みを含めて、引き続き議論を深めていただきたい。

(報道関係者退室)

(甘利議員) 本日の総理からの御指示を踏まえ、関係大臣と調整をしながら、しっかりと歳出改革に取り組んでまいりたい。

以上をもって、本日の経済財政諮問会議を終了する。

(以上)